

No. 3 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1339号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
中希望が丘特別緑地保全地区	約 1.1ha	

(内容)

中希望が丘特別緑地保全地区は、旭区南西部、相鉄本線希望が丘駅の南西約 0.4 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、帷子川流域の源・上流域に位置しており、緑の 10 大拠点などの樹林地・農地を保全するとともに雨水の浸透域を保全としています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全するとしています。

ついては、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1340号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
和泉町蟹沢特別緑地保全地区	約 0.6ha	

(内容)

和泉町蟹沢特別緑地保全地区は、泉区北西部、相鉄いずみ野線いずみ野駅の北西約 1.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである、上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、緑地保全制度により樹林地の保全を進めるとともに、市民の森や公園などを身近な緑の拠点として活用するとしています。

ついては、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1341号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	上白根町小池特別緑地保全地区	約 6.0ha	
旧	上白根町小池特別緑地保全地区	約 3.1ha	

(内容)

上白根町小池特別緑地保全地区は、旭区北部、JR横浜線中山駅の南西約2.0キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である「三保・新治地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月、平成27年12月、令和2年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1342号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	川井本町特別緑地保全地区	約 3.1ha	
旧	川井本町特別緑地保全地区	約 2.3ha	

(内容)

川井本町特別緑地保全地区は、旭区北西部、相鉄本線三ツ境駅の北約2.6キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つである川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である「川井・矢指・上瀬谷地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指

定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 27 年 12 月、平成 28 年 12 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。